

黒川地域行政事務組合告示第 3 0 号

黒川地域行政事務組合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、汚泥再生処理センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 8 年 9 月 4 日に公表した。

この度、PFI 法第 7 条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

黒川地域行政事務組合理事会

理 事 長 浅 野 俊 彦

汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー
整 備 ・ 運 営 事 業
特 定 事 業 の 選 定 に つ い て

令和 8 年 9 月 30 日

黒川地域行政事務組合

汚泥再生処理センター整備・運営事業 特定事業の選定について

目 次

第1章 事業概要.....	1
1 事業の目的.....	1
2 事業の内容.....	1
3 施設の概要及び規模	1
第2章 本組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価.....	2
1 評価方法.....	2
2 本組合の財政負担見込額による定量的評価	2
3 DBO 方式で実施することの定性的評価.....	3
4 民間事業者に移転するリスクの評価	3
5 総合的评价.....	4

第1章 事業概要

1 事業の目的

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）は、汚泥再生処理センター（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を進めるため安全かつ安定的に事業を運営することを目的とします。

また、本事業は、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施し、質の高い公共サービスの提供、財政支出の削減及び平準化をすることを目的とします。

2 事業の内容

本事業は、民間事業者が、黒川地域行政事務組合（以下「本組合」という。）の所有となる本施設の設計・建設及び運営・維持管理を一括して受託する DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施するものです。

本組合は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有します。なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定です。

事業期間は、特定事業契約の本契約締結日から令和 27 年（2045 年）3 月 31 日までの約 18 年間とし、各々の事業期間は次のとおりです。

ア 設計・建設期間：特定事業契約の本契約締結日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日までとします。

イ 運営・維持管理期間：令和 12 年（2030 年）4 月 1 日から令和 27 年（2045 年）3 月 31 日までとします。

3 施設の概要及び規模

施設の立地条件等は次のとおりです。

(1) 事業用地

ア 所在地	宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢 5 番地の 1
イ 整備対象面積	約 11,000 m ² （更新施設の工事範囲：約 4,400 m ² ）
ウ 都市計画事項	
（ア）用途地域	指定なし
（イ）防火地域	指定なし（建築基準法第 22 条指定区域内）
（ウ）高度地区	指定なし
（エ）建ぺい率	70%
（オ）容積率	200%
（カ）その他	都市施設の種類 汚物処理場

(2) 対象施設の概要

ア 新設する施設（本施設）

施設の種類	概 要	
有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）	処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、有機性廃棄物（農業集落排水施設汚泥）
	処理方式	水処理設備：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 資源化設備：助燃剤化方式
	処理能力	45kL/日（有機性廃棄物として農業集落排水施設汚泥を含む）

第2章 本組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 本事業を DBO 方式により実施する場合の評価は、本事業を本組合が自ら実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とし、次のとおり評価を行いました。
- ア 本組合の財政負担見込額による定量的評価
 - イ DBO 方式として実施することの定性的評価
 - ウ 事業者に移転するリスクの評価
 - エ 上記による総合的评价
- (2) 本組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行いました。

2 本組合の財政負担見込額による定量的評価

- (1) 本組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本組合が自ら実施する場合及び DBO 方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりです。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではありません。

項 目	本組合が直接実施する場合	DBO 方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費）	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費） ⑤SPC 経費（必要な場合） ⑥公租公課
共通の条件	①事業期間：18 年間 （設計・建設期間 3 年間、運営・維持管理期間 15 年間） ②年間計画処理量：汚泥再生処理センター 16,425 kL/年 ③割引率：0.15%/年	
資金調達に関する事項	「循環型社会形成推進交付金」交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営・維持管理に関する事項	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

(2) 本組合の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、次のとおりとなります。ここでは、本組合が自ら実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標により比較を行いました。

	財政負担の比較
本組合が自ら実施する場合	100.0
DBO 方式で実施する場合	97.0

3 DBO 方式で実施することの定性的評価

本事業を DBO 方式により実施する場合、民間事業者の技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれます。

(1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本施設の設計・建設・運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できます。

特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になると考えられます。

(2) 長期間包括発注による運営の効率化

運営・維持管理業務を長期的かつ包括的に委託することから、民間事業者が長期にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考えられます。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、公共サービスの水準の向上が期待できると考えられます。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示します。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO 方式により実施する場合、本事業に係るリスクを「最も適切に管理できる者に移転する。」という考えに基づき、本組合と民間事業者が適正に分担することにより、事業の安定性向上につながります。

民間事業者が負担するリスクに対しては、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、その顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考えられます。

主に、次に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考えられます。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

ア 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営・維持管理段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、本組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本組合の財政負担見込額について、3.0%の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク管理及び公共サービスの水準の向上を期待することができます。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第7条の規定に準じて、特定事業として選定します。

以 上